

第九 条（町会の役員）

1. 本町会には、次の役員を置く。

- ①町会長 1名 ②副会長 3名 ③相談役 若干名 ④総会計 1名
- ⑤会計 3名 ⑥総務委員 5名 ⑦体育委員 5名 ⑧婦人部委員 5名
- ⑨除雪委員 5名 ⑩防犯委員 2名 ⑪公民館委員 2名
- ⑫美化委員 3名 ⑬中学校地区委員 2名 ⑭小学校地区委員 2名
- ⑮子ども会連合会委員 若干名 ⑯高樹会委員 若干名 ⑰防災委員 30名

2.（役員の仕事）

- ①町会長は、本町会を代表し、総会・役員会を招集する。
- ②副会長は、町会長を補佐し、町会長に事故あるときは、町会長に代わり町会を代表し、また、総会・役員会を招集する。
- ③相談役は、役員会に対して助言指導を行う。
- ④総会計は、会計責任者として町会の予算を執行し決算を行う。
- ⑤会計は、担当丁目の会計事務を行う。
- ⑥総務委員は、本町会の事務、事業の企画運営、各委員部会の調整を行う。
- ⑦体育委員は、伏見台公民館及び町会の各種行事の企画運営にあたる。
- ⑧婦人部委員は、伏見台校下婦人部会及び町会の各種行事の企画運営にあたる。
- ⑨除雪委員は、町内一斉除雪の決定運営にあたる。
- ⑩防犯委員は、伏見台校下防犯委員の活動に参加すると共に、町内の街灯や交通安全設備の設置を町会に申請する。
- ⑪公民館委員は、伏見台公民館活動の企画運営に参加すると共に、町会員への行事の参加を推進する。
- ⑫美化委員は、町内美化の推進を図り、町会各種行事の企画運営にあたる。
- ⑬中学校地区委員は、中学校育友会の活動に参加すると共に、児童生徒の健全育成のための活動をし、また、町会活動の企画運営に参加する。
- ⑭小学校地区委員は、小学校育友会の活動に参加すると共に、児童生徒の健全育成のための活動をし、また、町会活動の企画運営に参加する。
- ⑮子ども会連合会委員は、伏見台校下子ども会連合会及び町会の各種行事の企画運営にあたり、子ども達の健全育成に努める。
- ⑯高樹会委員は、町内老人の親睦を図り、伏見台校下老人会に参加する。
- ⑰防災委員は、町会各種行事に参加し防災力強化活動を行う。

3.（役員の選任）

本町会は、ブロック制により役員を選出する。

役員は、ブロック町会員の互選または推薦により選出し総会において承認を受ける。

但し、相談役は、役員会で選出し総会において承認を受ける。防災委員は、各班より1名を選出する。

- ①副会長3名は、各丁目より1名ずつ選出する。
- ②会計3名は、各丁目より1名ずつ選出する。
- ③美化委員3名は、各丁目より1名ずつ選出する。
- ④公民館委員2名は、男女各1名ずつ選出する。

4.（役員の任期）

- ①役員の任期は、2年とする。

但し、子ども会連合会委員、中学校地区委員、小学校地区委員の任期は、1年とする。防災委員の任期は、1年とする。防災委員は、班長を兼ねることはできる。また、再任を妨げない。

- ②任期は、3月1日に始まり2月末日に終了する。
但し、3月期は新旧役員が協力してその任務にあたる。
- ③町会長・総会計は、4月1日をもって交替する。

第十條（班 長）

1. 本町会の業務を円滑に遂行するために、各班に班長をおく。
2. 班長の任期は1年とする。
但し、再任をさまたげない。
3. 任期は、3月1日に始まり2月末日に終了する。
但し、3月期は新旧班長が協力してその任務にあたる。
3. 班長は、町会長の要請がある場合、役員会に出席できる。

第十一條（監 査）

1. 会計監査のため、監査2名を選出する。
2. 監査の任期は、役員任期に準ずる。
3. 監査は、毎年1回定例総会前に会計監査を行い、その結果を定例総会に報告する。
4. 監査は、本町会の役員を兼ねることはできない。

第十二條（総 会）

1. 定例総会は、本町会の最高議決機関とし、毎年3月に開催、会則の制定改廃、決算、予算、事業計画、役員選任、その他事項を決定する。
2. 臨時総会は、町会長が必要であると認めたとき、または、役員三分之一以上の請求により開催することができる。

第十三條（役員会）

役員会は、町会長が必要と認めたときに開催する。

第十四條（総会・役員会の招集）

1. 総会及び役員会は、町会長が招集する。
2. 町会長は、第十二条2項の定めによる請求があったときは、その日から15日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3. 総会及び役員会を招集する場合は、町会員に対し、会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面をもって、少なくとも15日前に通知しなければならない。但し、役員会については、町会長が緊急に開催する必要があると認めたときは、この限りでない。

第十五條（総会・役員会の成立要件及び議決）

1. 総会は、町会員の過半数の出席で成立する。
2. 役員会は、役員総数の三分之一以上の出席で成立する。
3. 総会・役員会の議決は、出席者の過半数の同意により成立する。
4. 委任状提出者は、出席者とみなす。議決については、受任者と同意とみなす。
5. 町会員は、総会において、各々1箇の表決権を有する。

第十六條（議 長）

1. 総会の議長は、その総会において出席会員の中から選任する。
2. 役員会の議長は、町会長がこれに当たる。

第十七條（議事録）

1. 総会・役員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - ①日時及び場所
 - ②町会員または役員の現在数

- ③出席した町会員の数または役員の氏名（書面表決者及び表決委任者を含む）
 - ④議決事項
 - ⑤議事の経過の概要およびその結果
 - ⑥議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長および出席した町会員または役員の中から総会・役員会において選出された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

第十八条（資産の構成）

本町会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- ①町会費、除雪積立金、町会会館修繕工事費積立金、寄付金
- ②町会会館の土地建物
- ③町会所有の器具備品
- ④資産から生ずる収入
- ⑤その他の収入

1. 土地

地目	面積	地番
宅地	264.22㎡	高尾台1丁目129番地

2. 建物

名称	延床面積	地番
高尾台町会会館	211.18㎡	高尾台1丁目129番地

第十九条（資産の管理）

- 1. 資産の管理は、町会長が管理し、その方法は役員会の議決により定める。
- 2. 町会会館の土地建物は、これを処分または担保に供することはできない。
但し、やむを得ない理由があるときは、総会の議決を得て、これを処分または担保に供することができる。

第二十条（会計収支）

- 1. 本町会の経費は、町会費、除雪積立金、町会会館修繕工事費積立金、街灯負担金及び寄付金その他をもってこれに充てる。
- 2. 町会費、街灯負担金の金額は、総会において決定する。
- 3. 役員会の決定により、臨時町会費の徴収ができるものとする。
- 4. 町会費は、隔月集金を原則とする。集金月は、毎偶数月とする。但し、町会員と会計の合意により年払等の他の方法によることができる。
- 5. 集金は、班毎に各班長が行い会計に集約する。アパート世帯については家主、管理人、入居者代表等の協力により集金する。
- 6. 街灯負担金は、町会入会時に1世帯3,000円を集金する。
但し、アパートについては1棟につき1世帯分として家主より集金する。
- 7. 町会費については、下記表の通りとする。（1戸・1室当り、円単価）

種別	町会費	負担義務者
一戸建住宅 店舗及び事業所	月額 1,000	居住者 店主・事業者
アパート世帯	月額 1,000	居住者
単身アパート・独身寮	月額 700	居住者・雇用主
学生寮・学生アパート	月額 1,000	家主（一棟につき）

8. 町会長は、総会計及び役員と協力し予算案を作成し定例総会に提出する。
9. 予見しがたい予算不足に充てるため、予算に予備費を計上することができる。
10. 予備費は、役員会の決定により定例総会で承認された支出項目に振替使用し、次年度定例総会で承認を受けるものとする。
11. 町会長は、総会計及び役員と協力し決算報告を作成し定例総会に提出する。
12. 町会費により、除雪積立金及び町会会館修繕工事費積立金を積立することができる。
13. 除雪積立金及び町会会館修繕工事費積立金の積立金額は、定例総会により承認した金額を積立する。
14. 除雪積立金及び町会会館修繕工事費積立金の支出は、役員会の決定により行い、次年度の定例総会で承認を受けるものとする。

第二十一条（会計年度）

本町会の会計年度は、毎年3月1日より翌年2月末日までの1年間とする。

第二十二条（慶弔費）

1. 本町会は、町会員が逝去したとき、下記の慶弔金を贈呈する。
 - ①町会員1名 10,000円
2. その他の町会員の慶弔に対して、役員会の決定で慶弔金を支出できる。

第二十三条（帳簿等の整備）

本町会には、次の帳簿を備える。

1. 会則
2. 認可に関する書類
3. 町会会員名簿（世帯名簿）
4. 役員に関する書類
5. 資産台帳
6. 会計簿
7. その他必要な帳簿

第二十四条（解散および残余財産の処分）

1. 本町会が総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の四分の三以上の同意を得なければならない。
2. 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を経て、本町会と類似の目的を持つ団体に寄付するものとする。

第二十五条（会則の改正）

1. 本会則の変更は、総会出席者の四分の三以上の同意により行い、かつ、金沢市長の認可を受けなければならない。

付 則（施行期日）

1. この会則の改正は、町会が金沢市長の認可により法人格を取得した日から施行する。
2. （旧会則の廃止）
 - 1項の規定により改正会則が施行された日をもって旧会則は廃止する。
3. （経過措置）

改正会則の施行に伴う必要な経過措置については、役員会の議決により別に定める。

改正会則第4条の本会の事務所については、会館建設完成後は金沢市高尾台1丁目129番地に置くものとする。